

芦屋市立美術博物館運営基本方針

平成30年4月1日

芦 屋 市

芦屋市立美術博物館運営基本方針

はじめに

芦屋市は六甲山を背に大阪湾を臨み、古来より豊かな自然と良好な住環境に恵まれています。芦屋の風光明媚な景観は都人をも魅了し、『伊勢物語』をはじめ、古典文学の舞台にもなりました。明治末から昭和初期には、鉄道の発達に伴い大阪や神戸の郊外住宅地として急激に変貌する中、「阪神間モダニズム」と呼ばれる洗練された地域文化が開花し、多くの文化人や芸術家が活動しました。戦後は昭和26年に制定された芦屋国際文化住宅都市建設法に基づき、理想的な住宅都市となるべく独自のまちづくりが進められ、今日の発展につながっています。

このような本市のあゆみの中で、国指定史跡会下山遺跡や国指定重要文化財旧山邑家住宅（淀川製鋼迎賓館）をはじめ数多くの歴史文化遺産が生み出され、洋画家・小出檜重や前衛画家・吉原治良をリーダーとする具体美術協会会員の美術作品、文豪・谷崎潤一郎や詩人・富田碎花らの文学作品等、優れた文化・芸術が育まれてきました。

芦屋市立美術博物館は、これら本市の歴史・文化・芸術を活用し、次世代に継承する全国でも数少ない美術館と博物館の役割を兼ね備えた施設として、平成3年に本市の海浜部に位置する伊勢町に開館しました。さらに、隣接する芦屋市谷崎潤一郎記念館、芦屋市立図書館とともに芦屋市文化ゾーンを構成しています。

以上のような芦屋市立美術博物館の使命を明確にし、作品・資料の収集、保管、展示、調査研究及び教育普及活動等の事業を実施するために「芦屋市立美術博物館運営基本方針」を策定します。

1 使 命

（1）美術部門と博物部門の共存

美術部門と博物部門が共存する特徴を活かし、様々な方法で文化・芸術を市民へ発信する。

（2）芦屋ゆかりの美術作品・歴史資料等の継承

芦屋ゆかりの美術作品や歴史資料等を収集・保管・調査研究し、市民の財産として次世代に継承する。

（3）市民参画・協働の促進

市民参画・協働を促進し、市民に親しまれる美術博物館となる。

（4）子どもへの教育

子ども対象の事業を積極的に実施し、子どもの豊かな感性を育てる。

（5）学習機会の提供

生涯学習の場として、市民が美術・歴史等に触れ、学習する機会を提供する。

2 事業方針

(1) 美術部門と博物部門の共存

- ア 美術部門と博物部門が共存する特徴を活かして、美術作品と歴史資料を融合・連携させた展示や事業を実施する。

(2) 芦屋ゆかりの美術作品・歴史資料等の継承

- ア 市民が芦屋の歴史・文化・芸術を正しく知り、本市への誇りと愛着を育めるよう、芦屋ゆかりの美術作品及び歴史資料、文化人・作家・歌人に関する資料等の収集・保管・調査研究・展示等、それらを継承する事業を実施する。
- イ 芦屋ゆかりの美術や歴史・文化について調査研究し、その成果を公表する。

(3) 市民参画・協働

- ア 市民に親しまれる美術博物館となるよう、市民が参画・協働できる事業を実施する。
- イ 市民の関心が高い魅力的な展示内容や分かりやすい解説等、市民の視点に立った事業を企画する。

(4) 子どもへの教育

- ア 子どもたちが本物の歴史・文化・芸術に触れ、感動する事業を実施する。
- イ 学校教育課程と連携し、市内の学校園の児童・生徒が来館し、優れた歴史・文化・芸術に触れる機会をつくるとともに、美術博物館の学芸員が市内の学校園へ出向き出前授業等を実施する。
- ウ 学校園の教職員を対象にした研修等を実施する。

(5) 学習機会の提供

- ア 展示、講演会及びワークショップ等を開催し、生涯学習を支援する取り組みを進める。

3 管理運営の方針

(1) マネジメント機能の充実

- ア 美術博物館の設置目的・使命に基づく中長期的展望に立った安定的・弾力的な運営体制を構築する。
- イ 美術博物館で活動するボランティアを育成する。

(2) サービスの向上

- ア 市民・利用者の意見を把握し管理運営に反映させ、サービスの向上に努める。
- イ コンサート、講演会、アートマーケット及び伝統芸能など、多目的な施設として有効に活用する。
- ウ 来館者のニーズを把握し、ミュージアムショップの充実を図る。

(3) 多様な利用者への配慮

- ア 誰にとっても快適で安全・安心な施設であるために、高齢者・障がい者が来館しやすくな

るよう取り組みを進める。

イ 外国人の来館者がより良く理解できるよう，多言語化等を進める。

(4) 芦屋市文化ゾーンの活性化

ア 芦屋市文化ゾーンを構成する3館（芦屋市立美術博物館・芦屋市谷崎潤一郎記念館・芦屋市立図書館）の一体感が形成される仕組みをつくる。

イ 芦屋市谷崎潤一郎記念館及び芦屋市立図書館と積極的に連携して各館の入館者数が増加する等，相乗的な効果を生み出せるよう事業を展開する。

(5) 他館等との連携

ア 近隣の美術館や博物館等と広報や企画等の連携を進め，共同企画事業等を積極的に実施する。

(6) 広報活動の充実

ア 美術博物館の活動を広く周知できるよう効果的な広報を行い，入館者の増加を図る。

イ インターネット等を活用し，世界に向けて情報を発信する。

(7) 個人情報の保護

ア 歴史資料等の内容を含め，個人情報の保護に努める。

(8) 危機管理の徹底

ア 災害発生時における市民・利用者の安全確保及び収蔵する美術作品・資料等の適切な避難・保管できるよう，危機管理マニュアルを作成し，職員へ周知徹底する。

イ 危機管理マニュアルに従い危機管理研修及び想定訓練を実施する。

ウ 芦屋市文化ゾーン3館（芦屋市立美術博物館・芦屋市谷崎潤一郎記念館・芦屋市立図書館）が連携して災害等に対応できるよう，避難の体制や方法等を整える。

(9) 環境への配慮

ア ごみの削減，省エネルギー，CO₂削減等，環境に配慮した運営を行う。

(10) 事業の評価

ア 事業内容や費用対効果等について自己及び第三者による評価を行い，事業の運営に反映させる。

(11) アクセスの改善

ア 案内表示の整備等，アクセスの改善を進めるため，庁内の関係部署と連携を図る。